

平成 27 年 2 月 6 日

東京都内における建築設備定期検査報告の報告概要書の記載変更について
(「要是正・既存不適格」の記載を定期検査報告概要書第二面へ)

日頃より、建築設備定期報告制度につきご尽力を賜りありがとうございます。

さて、現在、東京都内では、「要是正・既存不適格」判定の建築設備定期検査報告書に添付いただいている定期検査報告概要書は、「第一面」のみ提出いただいておりますが、平成 27 年 4 月 1 日から、下記のとおり「要是正・既存不適格」は「要是正」同様、「定期検査報告概要書 第二面」に記載のうえ提出いただくこととなりましたのでお知らせいたします。何卒、ご理解、ご協力の程、宜しく願いいたします。

敬具

記

報告書第一面の判定	定期検査報告概要書書類	添付書類変更
指摘なし	第一面	なし
要是正・既存不適格	第一面 + 第二面 ※1	第二面添付
要是正	第一面 + 第二面 ※2	第二面に「要是正・既存不適格」の設備を追記

※1 第二面は、1 欄、2 欄、3 欄、1 2 欄及び「要是正・既存不適格」設備の検査者欄、設備の概要欄を記載下さい。

※2 第二面は、1 欄、2 欄、3 欄、1 2 欄及び「要是正」設備の検査欄、設備の概要欄に加え「要是正・既存不適格」設備の検査欄、設備の概要欄を記載して下さい。

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
定期報告部